

平成31年3月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第1号	伊勢崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>人事院規則に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>減給及び停職の期間を改めるもの</p>	職員課
第2号	伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>人事院規則の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>職員の時間外勤務の上限に関し、必要な事項を規則で定めることとするもの</p>	職員課
第3号	伊勢崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>職員以外の者が市の機関の依頼により公務の遂行を補助するため講師、通訳等として旅行した場合に旅費を支給することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 題名を改めるもの</p> <p>(2) 職員以外の者に講師、通訳等を依頼する場合に、旅費の支給ができるように規定を加えるもの</p> <p>(3) 講師、通訳等に支給する旅費の種類及びその額については、伊勢崎市一般職の職員の旅費に関する条例の例によるもの</p> <p>(4) 附則において伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部改正を行うもの</p>	職員課

<p>第4号</p>	<p>伊勢崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市学校給食センターの位置の変更及び学校給食調理場の再編に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 伊勢崎市学校給食センターの位置を変更するもの</p> <p>イ 伊勢崎市第一東学校給食調理場及び伊勢崎市第一西学校給食調理場を設置するもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>伊勢崎市第一学校給食調理場、伊勢崎市赤堀学校給食調理場及び伊勢崎市あずま学校給食調理場を廃止するもの</p>	<p>健康教育課</p>
<p>第5号</p>	<p>伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例</p>	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市宮郷公民館の新築に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 宮郷公民館の位置を改めるもの</p> <p>(2) 新たな宮郷公民館の各貸出部屋の使用料の額を定めるもの</p> <p>(3) その他条文の整備を図るもの</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>第6号</p>	<p>伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p>	<p>【理由】</p> <p>旧被扶養者の減免期間の見直しに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 旧被扶養者の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減免期間について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月</p>	<p>国民健康保険課</p>

		<p>までの間に限るとするもの</p> <p>(2) 旧被扶養者の所得割額の減免期間について、附則において当分の間とするもの</p>	
第7号	伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 災害援護資金の貸付利率を連帯保証人の有無に連動させることとし、その貸付利率を定めるもの</p> <p>(2) 災害援護資金の償還方法に、半年賦償還及び月賦償還を加えるもの</p> <p>(3) 引用する法令の条ずれを改めるもの</p> <p>(4) その他条文の整備を図るもの</p>	社会福祉課
第8号	伊勢崎市ひとり親家庭等福祉手当条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>支給対象者の見直し及び手当の支給に係る規定の整備を図ることに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 児童の定義規定に住所要件を加えるもの</p> <p>(2) ひとり親家庭等の定義規定に同居の要件を加えるもの</p> <p>(3) 重複支給しないことを明示する規定を加えるもの</p>	子育て支援課

		(4) その他条文の整備を図るもの	
第 9 号	伊勢崎市ひとり親家庭等小学校入学準備金条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>ひとり親家庭等の同居の要件を明示することに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) ひとり親家庭等の定義規定に同居の要件を明示するもの</p> <p>(2) その他条文の整備を図るもの</p>	子育て支援課
第 1 0 号	伊勢崎市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>交通遺児等の定義を明確化すること、受給資格を見直すこと及び手当の支給に係る規定の整備を図ることに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 交通遺児等の定義を明確化するもの</p> <p>(2) 受給資格に同居及び生計維持の要件を加えるもの</p> <p>(3) 重複支給しないことを明示する規定を加えるもの</p> <p>(4) 受給資格の消滅に係る規定の整備を図るもの</p> <p>(5) その他条文の整備を図るもの</p> <p>(6) 附則において伊勢崎市交通遺児入学・卒業祝金条例の一部改正を行うもの</p>	子育て支援課
第 1 1 号	伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>群馬県小口資金融資促進制度に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>資金の借換えを平成 3 1 年度も可能とす</p>	商工労働課

		るもの	
第12号	伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> 水道法施行規則の一部を改正する省令による水道法施行規則の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの <p><b>【概要】</b></p> 国の基準を参酌した上で、布設工事監督者の資格要件を改めるもの	水道局総務課
第13号	伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> 売店（本館棟1階北側）の使用料の額を改めることに伴い、改正の必要を認めたもの <p><b>【概要】</b></p> 売店（本館棟1階北側）の月額使用料を1,080,000円から1,188,000円に改めるもの	企画財政課
第14号	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例	<p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正及び地方税法施行令等の一部を改正する政令による地方税法施行令の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> (1) 第1条関係（伊勢崎市市税条例の一部改正） ア 個人市民税関係	市民税課
		(7) 住宅借入金等特別控除に係る申告要件を削るもの	
		(4) 住宅借入金等特別控除に係る特例控除の新設に伴い、適用期限を延長	

		<p>するもの</p> <p>(7) 都道府県等への寄附金税額控除の対象を特例控除対象寄附金とするもの</p> <p>イ 固定資産税関係</p> <p>引用する項ずれ等を改めるもの</p> <p>ウ 軽自動車税関係</p> <p>(7) 軽自動車税の重課及び軽課に係る規定の整備を図るもの</p> <p>(4) 引用する項ずれを改めるもの</p> <p>(2) 第2条関係（伊勢崎市市税条例等の一部改正）</p> <p>ア 軽自動車税関係</p> <p>(7) 軽自動車税の重課に係る規定の整備を図るもの</p> <p>(4) その他条文の整備を図るもの</p>	
第15号	伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>引用する項ずれを改めるもの</p>	資産税課
第16号	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令による地方税法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に改めるもの</p> <p>(2) 5割減額対象世帯の減額所得基準につ</p>	国民健康保険課

		<p>いて、被保険者1人につき加算する金額を27万5,000円から28万円に改めるもの</p> <p>(3) 2割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を50万円から51万円に改めるもの</p>	
第17号	伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 介護保険法施行令（以下「令」という。）第39条第1項第1号に該当する被保険者について、平成31年度及び平成32年度の保険料率を27,300円とするもの</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に該当する被保険者について、平成31年度及び平成32年度の保険料率を41,800円とするもの</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に該当する被保険者について、平成31年度及び平成32年度の保険料率を52,700円とするもの</p>	介護保険課